

新型コロナウイルス感染症拡大防止の休校措置に伴い、 学生の利用者に市営自転車駐車場の利用料金を還付します

市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発令されたことを受けて、通学先の学校が臨時休校となった期間に、市営の自転車駐車場を定期利用していた学生の利用者を対象に利用料金を還付します。

1 実施内容

市営自転車駐車場（志木駅前自転車駐車場及び柳瀬川駅前自転車駐車場）で、令和2年4月から5月までの期間に定期利用の契約をした利用料金を還付します。

2 対象者

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、通学先の学校（高等学校、特別支援学校、大学、短期大学、専門学校等）が休校となった学生で、還付を希望される方

※対象者には、申請書類等を発送します。

3 還付対象となる期間

市営自転車駐車場で定期利用の契約をしていた令和2年4月・5月分

4 申請期限

令和2年8月31日（月）

5 申請窓口

志木駅前自転車駐車場

柳瀬川駅前自転車駐車場

記者発表資料

令和2年7月16日

都市整備部都市計画課

交通グループ

担当者／主幹 竹田 秀樹

電話番号／048-473-1111

内線2516

志木市